九州大学共同研究規則実施細則

平成16年度九大細則第19号施 行:平成16年 4月 1日最終改正:令和 6年 3月29日(令和5年度九大細則第16号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学共同研究規則(平成16年度九大規則第94号。以下「規則」という。)第18条の規定に基づき、共同研究の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 病院、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所(以下「医系地区部局」という。)に、臨床研究審査委員会、観察研究倫理審査委員会、臨床試験倫理審査委員会及び治験倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置き、医系地区部局で実施される臨床共同研究(患者の診断、予防又は治療のため、民間機関等から提供を受けた医薬品及び器具器械を使用して行う研究並びに未承認及び適応外の医薬品等を使用して行う研究をいう。以下同じ。)の妥当性、有用性、安全性等について総合的に審議するものとする。

(共同研究申請書)

第3条 規則第4条に規定する申請は、総長が別に定める様式によるものとする。ただし、前条 に基づく臨床共同研究で第7条第10項が適用される申請は、病院長が別に定める様式による ものとする。

(臨床共同研究の実施の意思決定)

第4条 病院長は、規則第5条第1項の規定に基づき臨床共同研究の実施の意思決定を行うに当たっては、あらかじめ審査委員会の議を経るものとする。

(契約手続の依頼)

第5条 規則第5条第3項に規定する総長等(以下「総長等」という。)への契約手続の依頼は、 契約手続依頼文書に民間機関等への契約手続開始通知の写及び第2条の共同研究申請書の写を 添えて行うものとする。

(共同研究契約)

第6条 規則第6条第1項に規定する共同研究契約は、総長等が別に定める標準共同研究契約書 又は民間機関等が提示する契約書等に基づいて締結するものとする。

(研究経費等)

- 第7条 規則第9条第2項に規定する研究経費等(以下「研究経費等」という。)のうち直接経費の費目は、次のとおりとする。
- (1) 研究担当教員充当経費(共同研究を担当する教員の本来の教育・研究業務の補完等に要する経費相当額をいう。)
- (2) 人件費
- (3) 研究旅費
- (4) 備品費
- (5) 消耗品費
- (6) その他(光熱水量、施設使用料、機器使用料、通信運搬費等)
- (7) 共同研究員費
- 2 前項各号の額は、別表に基づき算定するものとする。
- 3 研究経費等のうち間接経費の費目は次の各号に定めるとおりとし、それぞれの額は当該各号に定めるとおりとする。ただし、第5号の研究推進マネジメント経費については、学術研究・産学官連携本部による管理・調整等がある共同研究の場合に徴収する。
- (1) 受入・執行管理経費 直接経費の10%
- (2) 契約・知財マネジメント経費 直接経費の7%
- (3) 契約業務事務経費 直接経費の3%
- (4) 研究環境整備等経費 直接経費の10%

- (5) 研究推進マネジメント経費 直接経費の10%
- 4 前項の規定にかかわらず、組織対応型連携の一環として実施する共同研究の間接経費の費目 は次の各号に定めるとおりとし、それぞれの額は当該各号に定めるとおりとする。ただし、第6 号の共同研究部門設置マネジメント経費については、共同研究部門を設置して共同研究を実施する場合に徴収する。
- (1) 受入・執行管理経費 直接経費の10%
- (2) 契約・知財マネジメント経費 直接経費の7%
- (3) 契約業務事務経費 直接経費の3%
- (4) 研究環境整備等経費 直接経費の10%
- (5) 研究推進マネジメント・連携協議会経費 直接経費の10%
- (6) 共同研究部門設置マネジメント経費 100万円(継続設置の場合は50万円)
- 5 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、代表部局長が、民間機 関等からの申請に基づき、総長等の承認を得て、間接経費を減額又は免除することができるも のとする。
- (1) 研究経費等が国又は独立行政法人のプロジェクト経費又は競争的資金等から措置されるものであり、その制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (2) 民間機関等が国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号及び第6号に定める公共法人、公益法人等(一般社団法人及び一般財団法人にあっては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に定める公益目的事業を行うものに限る。)であって、財政事情により間接経費を措置できないとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、研究担当者が応募した結果実施する共同研究であって、当該共同研究の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (4) その他やむを得ない事情があると認められるとき
- 6 前項に定める総長等の承認に係る代表部局長からの申請は、総長等が別に定める間接経費(減額・免除)申請書により行うものとする。
- 7 研究経費等は、分割して納付させることができるものとする。
- 8 納付された研究経費等は、原則として返還しないものとする。ただし、共同研究を完了又は 中止した時点において不要となった額があり、かつ、民間機関等より返還請求があった場合は、 協議の上、その全部又は一部を返還するものとする。
- 9 研究経費等は、共同研究の開始日前の本学が指定する日(分割して納付する場合は、あらかじめ区分した各期間の開始日前の本学が指定する日をいう。)までに、本学の発行する請求書により納付させるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、研究経費等の納付期限を共同研究の開始日以降に設定することができるものとする。
- (1) 研究経費等の納付を待たずに共同研究を開始しなければならない事情がある場合
- (2) 民間機関等が共同研究契約において研究経費等を確かに納付することを約した場合
- (3) 民間機関等の財務状態が健全であることを確認できた場合
- 10 前項にかかわらず、臨床共同研究に係る研究目標達成後の実績により研究費等を納付することを約する必要がある場合に、研究経費等の納付期限を臨床共同研究契約締結日以降から終了日までの期間内に設定することができるものとする。

(研究協力者)

第8条 規則第3条第2号に規定する研究担当者以外の者を規則第3条第4号に規定する研究協力者として共同研究に協力させる場合は、当該研究協力者に別に定める同意書を提出させるものとする。

(研究期間等の変更)

- 第9条 規則第10条第2項に規定する内容変更申請は、総長等が別に定める共同研究内容変更申請書により行うものとする。
- 2 規則第10条第3項に規定する総長等への通知は、通知書に前項の共同研究内容変更申請書

の写を添えて行うものとする。

(臨床共同研究の中止等)

第10条 病院長は、規則第10条第2項の規定により臨床共同研究の中止又は延長を行うに当たっては、審査委員会の議を経るものとする。

(提供された医薬品及び器具器械の管理等)

- 第11条 研究担当者は、民間機関等から提供された医薬品及び器具器械について、その受払状 況を記録する等適正な管理を行うものとする。
- 2 研究担当者は、臨床共同研究を完了又は中止したときは、未使用の医薬品及び器具器械を提供者に返還するものとする。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大細則第21号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大細則第13号)

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大細則第6号)

- 1 この細則は、平成24年9月25日から施行する。
- 2 この細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則第5条第1項の規定は、この細則の施行の日以後に受入れを決定する共同研究から適用し、改正後の同条第3項及び第4項の規定は、平成24年10月1日以後に受入れを決定する共同研究から適用する。

附 則(平成24年度九大細則第24号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大細則第12号)

- 1 この細則は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する共同研究については、なお従前の例による。
- (1) 平成30年3月31日までの間に研究が開始される共同研究
- (2) 学術研究・産学官連携本部による管理・調整等がない共同研究で、平成31年3月31日までの間に研究が開始されるもの(研究代表者からこの細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則により実施したい旨の申し出があった場合を除く。)

附 則(平成30年度九大細則第35号)

この細則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和2年度九大細則第9号)

この細則は、令和2年12月10日から施行する。

附 則(令和2年度九大細則第22号)

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則第5条の規定及び別表は、令和3年 4月1日以降の申請又は本学からの申し出から適用し、令和3年3月31日までの申請による 契約の締結又は契約内容の変更を行う共同研究については、なお従前の例による。

附 則(令和3年度九大細則第20号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大細則第32号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大細則第4号)

- 1 この細則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則第5条第3項及び第4項の規定は、 令和4年7月1日以降の申請又は本学からの申し出から適用し、令和4年6月30日までの申 請による契約の締結又は契約内容の変更を行う共同研究については、なお従前の例による。
- 3 組織対応型連携に伴う共同研究については、当該共同研究の連携協議会による合意により適

用を開始する。

附 則(令和4年度九大細則第13号) この細則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和5年度九大細則第16号) この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

別表(第7条関係)		
費目名	算定方法・算定根拠	
(1)研究担当教員充当	研究担当教員が共同研究に携わる時間により算定	
経費	教員単価×従事時間=担当教員充当経費	
(2)人件費	国立大学法人九州大学	本学の規則において定める給
	就業通則(平成16年度	与額
	九大就規第1号)第2条	
	に定める職員	
	九州大学共同研究規則	九州大学博士課程学生就学·
	(平成16年度九州大	キャリア支援共同研究プログ
	学規則第94号)第17	ラム規程(平成29年度九大
	条の2に定める博士課	規程第78号)において定め
	程学生就学・キャリア支	る手当額
	援共同研究プログラム	
	により雇用される博士	
	課程(前期2年の修士課	
	程及び一貫制博士課程	
	の修士課程相当を除	
	く。)の学生	
	上に掲げる定めによら	別に定める給与額
	ず、期間を定めて雇用す	
	る者	
(3)研究旅費	国立大学法人九州大学旅費規程(平成16年度九大就規	
	第57号)	
	国立大学法人九州大学旅費取扱細則(平成16年度九大	
	細則第45号)	
(4)備品費	見積り等価格が分かるものに基づく額	
(5)消耗品費	同上	
(6)その他	施設使用料	九州大学全学レンタルスペー
		ス使用料金規程(令和3年度
		九大規程第56号)ほか関係
	V ++ 1 =	規則等
	光熱水量	直接経費×定率(2%)
	機器使用料	九州大学中央分析センター利
		用規程(平成18年九大規程
		第56号)ほか関係規則等
	通信運搬費	実費額
	その他	同上
(7)共同研究員費	共同研究員1人につき、共同研究員の受入期間に応じて	
	以下に定める額	
	1年:36万円	
	6月:18万円	
	1月: 3万円	